

保護者の皆さまへ

# 寝屋川支援校長室だより

令和4年6月24日 No.5  
大阪府立寝屋川支援学校  
校長 阪本 友輝  
准校長 藤田 太郎

梅雨の季節になりました。今年度は昨年度より2日遅く、6月14日から梅雨に入ったといわれています。[tenki.jp 調べ]この時期は曇りでも湿度があがり、体感的にじめっと感じる日も増えてきます。

最適な湿度については、様々なサイトで40%～60%といわれていますが、60%を超えると、カビが発生しやすくなったり、身体から発汗しても体温が下がりにくくなり、熱中症の危険性が高くなるといわれています。

気温については26度前後が最適であり、28度を超すと不快指数も高くなり、熱中症の危険性が上がります。

本校では、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）を確認したうえで、安心安全な授業を実施いたします。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が 上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・ 塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必 要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注 意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

## ● 3年振りのプール授業

各学部、身体に水をかけて笑顔で水慣れをしています。本格的に暑くなってきましたので、プールの授業を楽しみにしている児童生徒が多くなっています。天気にも恵まれると良いですね。



[大プールでの授業]



[小プールでの授業]

## ● 学校で google ID を使用するにあたって

お子様が学校で、google を使用するにあたって自分の ID (@e.osakamanabi.jp) を入力した際、セキュリティの関係で、保護者の方のスマホ等に通知が届くことがあるかもしれません。また、その通知は特に操作していただく必要ありません。問題はございませんのでお知りおきください。

## ● 6月は「支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間」です

5月24日（火）、府立支援学校PTA協議会が書面開催で開かれました。この中で今年も6月を「支援学校におけるすべての子どもの安全・安心を推進させる行動月間」とすることが採択されました。下にアピール文をお示しします。

【 行動に向けてのアピール 】

### 支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間

私たち大阪府立支援学校PTA協議会は、平成21年2月5日に「支援学校における教育の充実に向けて特別アピール」を決議し、「障がいのある子どもが安心して通い、楽しく勉学に励み、社会の一員として可能な限り社会的自立を実現してくれる支援学校であってほしい」という思いで活動に取り組んできました。

また、子どもたちの安全・安心を脅かす事案や災害が発生する状況を鑑み、教育活動の基盤となる安全・安心を活動の重点と位置づけ、6月を「支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間」としてアピールし、関係機関のご協力のもと、協議会として安全・安心に関わる取組みを進めるとともに、支援学校PTA活動活性化の気運醸成に努めてまいりました。

しかし、府立の支援学校では残念ながら、教員による体罰や人権侵害に係る事案、不祥事が報告されています。安全・安心を標榜してきた私たちPTAといたしましても、憂慮に堪えないところです。

そこで今一度、平成21年2月の決議の思いに立ち返り、支援学校関係者として主体的に、こうした課題を受けとめることが重要と考えました。本行動月間を起点に、すべての支援学校のPTA会員が一致協力して、以下の活動が活発に推進されるよう要請します。

- 1 私たちは、すべての支援学校が障がい特性への理解や権利擁護と尊厳について熟知し、子ども一人ひとりが尊重される支援学校となることを望みます。そのために、学校が行う人権や権利に関わる活動に協力し、自らも積極的に障がい者の権利について学び、人権が尊重される学校の実現に寄与します。
- 2 学校における体罰など、子どもの健全な育成を害する人権侵害事象を決して起こさないために、すべての支援学校がその根絶に向けた取組みを徹底されるとともに、一連の事象を踏まえ、府教育庁等の関係機関が計画的に実効性のある施策を講じ、各学校に共有されることを望みます。
- 3 新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策やアレルギー対応などについて、大阪府教育庁指導のもと、医療機関、学校、保護者が情報を共有し、すべての支援学校が保健指導や環境衛生を中心に、学校保健活動が徹底されるよう願います。
- 4 防災減災対策について当協議会はこれまでも取組みを続けてまいりました。近年は大地震や局地的な大雨による水害等、全国各地で想定を超える災害に見舞われており、大規模災害への備えを進めるとともに、学校と地域、PTAが連携し、一層の防災減災に取り組めます。
- 5 府立支援学校PTA協議会は、府立支援学校・大阪府教育庁とより良い連携のもとに、学校と保護者、幼児児童生徒の信頼関係をより一層醸成し、今後とも支援教育の充実に向けて活動を行っていきます。

以上、本総会において行動のアピールとします。

令和4年5月24日

大阪府立支援学校PTA協議会